

## 令和5年度第1回幕別町国民健康保険運営協議会 会議録

### 1 日 時

令和5年4月27日(木) 午後6時30分から午後7時15分まで

### 2 場 所

役場2階AB会議室

### 3 出席者(敬称省略)

宮本 真由美、赤坂 勇介、渡邊 洋路、越智 琢司、村松 晋、塩塚 実、斉藤 博、古田 光子、横山 宏

(欠席者 なし)

※ 規則第4条第3項の規定により、条例第2条各号(被保険者、保険医、公益代表)に掲げる委員の各1名以上を含む過半数の出席があることから会議は成立。

事務局～寺田住民生活部長、本間住民課長、国保医療係：佐々木(哲)、笹川、佐々木(駿)

### 4 飯田町長より諮問及び挨拶

(諮問)

飯田町長から斉藤会長へ諮問書を交付

(挨拶)

皆さん、こんばんは。ただ今、斉藤会長に諮問をさせていただきました今回の諮問は、地方税施行令が改正されたことに伴う後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を22万円へ引上げることと、国民健康保険税の軽減判定所得基準を見直しすることについての諮問でありますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上、私からの本会の開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

(飯田町長退席)

### 5 会 議

#### ① 開会

(斉藤会長)

皆さん、お晩でございます。国保運営協議会に多くの皆様にお集まりいただきましてありがとうございます。風の強い日が続いておりますけれども、あちこちで桜が咲き始め、良い季節になったと感じているところであります。本日は4点の報告とただ今諮問をいただいた国民健康保険税条例改正案に関わっての意見を取りまとめる議案が1点となっております。

それでは、早速でありますけれども会議に入らせていただきます。

#### ② 会議録署名委員の指定

(斉藤会長)

それでは、初めに会議録署名委員の指名について事務局からお願いします。

(本間課長)

慣例によりまして、委員名簿の順に2名をお願いしております。今回は、塩塚委員と古田

委員にお願いしたいと思います。

(斉藤会長)

それでは、本日の署名委員につきましては、塩塚委員と古田委員にお願いします。

③ 議件等

(1) 報告第1号 令和4年度幕別町国民健康保険特別会計の決算見込みについて

(斉藤会長)

事務局から説明をお願いします。

(佐々木係長)

ご説明に入る前に、配布資料の確認をさせていただきます。

資料として、議案書、資料1、資料2-1、資料2-2、資料2-3を配布させていただいておりますが、お手元の資料に不足がありましたらお申し出ください。

それでは、報告第1号「令和4年度幕別町国民健康保険特別会計の決算見込みについて」ご説明させていただきます。

議案書1頁をご覧ください。

はじめに、令和4年度歳入の決算見込みについてであります。上段の歳入予算総括表の②の欄をご覧ください。

3月補正後の予算額の計が29億4,949万3千円に對しまして、決算見込額③の欄の計が29億503万3千円、比較増減③-②の欄の計、4,446万円減の決算見込みとなっております。

次に2頁をご覧ください。

歳出の決算見込みについてであります。歳出予算総括表の②の欄をご覧ください。

3月補正後の予算額の計が29億4,949万3千円に對しまして、決算見込額③の欄の計が28億6,295万5千円、比較増減③-②の欄の計、8,653万8千円減の決算見込みとなっております。

歳入・歳出における主な増減理由についてであります。はじめに2頁、歳出予算総括表の上から2つ目の「2 保険給付費」につきましては、被保険者数の減等により、主に療養給付費が抑えられ、比較増減③-②の欄に記載のとおり8,435万5千円と大きく支出の減となっております。

これに伴い、保険給付費に要した費用は、北海道から歳入されることとなりますので、1頁の、歳入予算総括表の上から2つ目の「2 道支出金」においても、比較増減③-②の欄に記載のとおり6,931万9千円と大きく収入の減となっております。

また、令和4年度においては、新型コロナウイルス感染症により収入が減少した方等に対し、国民健康保険税の減免を行った対象金額が特別調整交付金の交付対象となり、これを含んだ決算見込額となります。

なお、令和4年度における減免の実績を申し上げますと、7人の方に対し、70万1,900円の減免を行ったところであります。

このほか、歳入予算総括表の「1 国民健康保険税」については、3月補正後の②の予算額6億8,319万4千円に對して、決算見込額③の7億731万7千円、比較増減③-②は、2,412万3千円の収入の増となる決算見込みとなっております。要因としては被保険者数が減となった一方で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けていた令和3年度と比較し、令和4年度においては被保険者の所得が回復傾向となり、増額につながったものと捉えており

ます。

なお、予算額の積算においては、被保険者数の減少などにより国民健康保険税が減収となる見込みでありましたことから、その不足分を「4 繰入金 2 基金繰入金」で3,684万6千円を国民健康保険基金から繰入れを行うこととしておりましたが、先ほどの説明のとおり国民健康保険税が増収となる見込みに転じたことから、結果として、2頁の左下の黒枠のとおり歳入歳出の差引額は4,207万8千円となる見込みであります。

この剰余金の取扱いにつきましては、国への返還金を除いた額を国民健康保険基金へ積立てし、令和6年度から実施予定の保険料水準の統一化による影響などを見据え、庁内でも十分に協議した上で適切に運用してまいりたいと考えております。

以上で、「令和4年度 幕別町国民健康保険特別会計の決算見込みについて」の説明とさせていただきます。

(斉藤会長)

ただいま事務局から説明がありました。ご質問、ご意見等はございますか。

(質疑なし)

(斉藤会長)

議案書の2頁、下段の太枠に記載のとおり令和4年度においては剰余金が発生し、基金へ積み立てるということであります。あくまでも見込みということですので、若干の違いが出る可能性はありますが、現時点ではこのような状況であるということでもあります。

質疑がなければ、次の報告第2号に移りたいと思います。

(2) 報告第2号 令和4年度幕別町国民健康保険特定健康診査等の実施状況について

(斉藤会長)

事務局から説明をお願いします。

(佐々木係長)

報告第2号「令和4年度幕別町国民健康保険特定健康診査等の実施状況について」ご説明させていただきます。議案書3頁をご覧ください。

上の表の「特定健康診査及び特定保健指導実施率」の表の黒い太枠をご覧ください。

左の欄に記載しております特定健康診査の実施率は、令和4年12月末現在となりますが、40.69%であります。

最新の実施率が出ておりますので申し上げますと、令和5年2月末現在で、43.60%と、前年度と比較いたしますと、1.32%の増であります。

下の表が「幕別町国民健康保険第3期特定健康診査等実施計画」に掲げる目標値となりますが、中段あたりの右端に太枠で囲っている令和4年度の目標値55%を下回る見込みとなっております。

令和4年度は、国保データベースシステムの独自分析を活用した受診勧奨や、保健師による電話勧奨、受領データによる受診勧奨等の効果が出ている一方で、新型コロナウイルス感染症の影響により集団検診を中止したことにより受診習慣が途切れてしまったことや受診控え等もあり、目標値を下回ったものと捉えております。

次に、上段の右の欄に記載しております特定保健指導実施率は、令和5年2月末現在となりますが52.25%となっており、下の表の下段あたり右端に太枠で囲っている令和4年度の目標値の60%を下回る見込みとなっております。

令和4年度においては、令和3年度に実施ができなかった人間ドックや脳ドック等での保健指導を実施することができたため、前年度と比較すると6.18%の増ではありますが、保健指導の対象となる方が、まずはご自身で生活改善を希望するとした方がいたため、結果として目標値を下回ったものと捉えております。

今後とも、引き続き受診していただきやすい環境づくりやデータ受領を促進する体制の整備を図り、特定健康診査の受診率及び特定保健指導の実施率の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上で、「令和4年度幕別町国民健康保険特定健康診査等の実施状況について」の説明とさせていただきます。

(斉藤会長)

ただいま事務局から説明がありました。ご質問、ご意見等はございますか。

(質疑なし)

(斉藤会長)

特定健康診査の受診率と特定保健指導の実施率については、いずれも計画の目標値は下回っているものの、令和4年度においては令和3年度と比較すると、事務局からの説明にもあったとおり、少し数値は持ち直しているという印象であります。

質疑がなければ、次の報告第3号に移りたいと思います。

### (3) 報告第3号 令和5年度幕別町国民健康保険特別会計予算について

(斉藤会長)

事務局から説明をお願いします。

(佐々木係長)

報告第3号「令和5年度幕別町国民健康保険特別会計予算について」ご説明させていただきます。議案書4頁をご覧ください。

令和5年度の幕別町国民健康保険特別会計予算であります。歳入歳出それぞれ総額は、29億4,052万円、前年度の当初予算額と比較して、628万4千円の増、率にして0.2%の増であります。

はじめに、中段の歳出の表をご覧ください。

「1 総務費」になりますが、右端の増減欄をご覧ください。

前年度予算と比較しまして、421万4千円の増となっております。増加となった主な要因といたしましては、正職員分の人件費の増であります。

次に、「2 保険給付費」であります。

本町における被保険者数や療養等に要する費用を推計いたしました結果、前年度予算と比較しまして、1,833万円の減であります。

年間平均の被保険者数となりますが、令和3年度は6,063人、令和4年度は5,897人で、166人の減となっており、令和5年度も同様に減少するものと見込み予算計上したところ

であります。なお、出産育児一時金につきましては、前回の協議会において「幕別町国民健康保険条例の一部を改正する条例」についてご審議いただきましたが、1件当たり50万円、30人分で予算計上しております。

次に、「3 国民健康保険事業費納付金」であります。

こちらは、北海道において、道内の市町村全体で必要となる医療費等を試算した結果に基づくものであり、本町としては、前年度予算と比較して、1,746万4千円の増であります。後期高齢者医療制度においては、医療給付に要する財源は、主に公費による負担、国民健康保険や被用者保険など現役世代からの支援金、そして後期高齢者からの保険料によって賄われております。後期高齢者医療制度被保険者数の増加に伴い、後期高齢者の医療給付に要する費用が増となったことに伴い、国民健康保険から後期高齢者医療保険への支援金が増となり、結果として、全道でシェアする必要な納付金額が増となり、また、本町における納付金額も増となったものであります。

次に、「5 保健事業費」であります。

前年度予算と比較して、293万6千円の増であります。

令和3年度から市町村国保ヘルスアップ事業を活用し、レセプト・健診結果等を分析し、糖尿病性腎症重症化予防事業や服薬情報通知事業の医療費適正化事業に取り組んでいるところであり、本年度も同様に国保ヘルスアップ事業委託料として予算を計上しております。

次に、上段の歳入の表をご覧ください。

「1 国民健康保険税」になりますが、右端の増減欄をご覧ください。

被保険者は減となる一方で、被保険者の所得がコロナ禍と比較すると回復傾向にあることに鑑みまして、前年度予算から1,742万5千円の増としております。

次に、「2 国庫支出金」であります。地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、「国民健康保険の事務処理標準システム」について、道内導入市町村で共同利用する「北海道クラウド」からデジタル庁が共同調達する「ガバメントクラウド」へ令和7年度末までに移行することとしており、その移行費用積立金を本年度予算に計上しているところであります。その全額が国から補助されるものであります。

また、本年4月から出産育児一時金の支給額を50万円に引き上げることに伴い、国から1件当たり5,000円が補助されるものであります。

次に、「3 道支出金」であります。歳出の保険給付費が減となったことに伴い、前年度予算から3,135万6千円の減であります。

次に、「5 繰入金」でございます。前年度予算から1,932万円の増であります。

下の表「一般会計繰入金の推移」をご覧ください。

こちらは、一般会計からの繰入金をそれぞれの区分別にお示しをしたものです。

保険基盤安定繰入金は、低所得者の国民健康保険税の減額分の繰入金で、保険税軽減分と保険者支援分を合わせて予算額1億6,700万円であります。

未就学児均等割保険税繰入金は、未就学児に係る基礎賦課分と後期高齢者支援金分の保険税軽減分の繰入金で194人分、予算額240万円であります。

職員給与費等繰入金は、職員の人件費、事務費に係る繰入金で予算額8,058万5千円であります。

出産育児一時金繰入金は、支給基準額50万円の3分の2に相当する額、30人分として予算額1,000万円であります。

財政安定化支援事業繰入金は、被保険者に低所得者や高齢者が多いなど保険者の責めに

帰することのできない事情による保険税の減収等に着眼して、一般会計からの繰り入れについて地方交付税措置が設けられており、その全額を繰り入れるものであり、予算額 2,000 万円であります。

これら一般会計からの繰入金合計 2 億 7,998 万 5 千円と本町における納付金額の増額に伴う財源不足分として国民健康保険基金から 5,311 万 6 千円、合わせて 3 億 3,310 万 1 千円を上段の歳入の「5 繰入金」の欄のとおり予算計上しています。

今後におきましても、国保の健全な財政の運営を図るべく、引き続き、保険者としての収納対策、医療費の適正化対策及び健康増進の取組を推進してまいりたいと考えております。

以上で、「令和 5 年度 幕別町国民健康保険特別会計予算について」の説明とさせていただきます。

(斉藤会長)

ただいま事務局から説明がありました。ご質問、ご意見等はございますか。

(質疑なし)

(斉藤会長)

質疑がなければ、次の報告第 4 号に移りたいと思います。

(渡邊委員 18:55 退席)

(4) 報告第 4 号 新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被保険者への傷病手当金について

(斉藤会長)

事務局から説明をお願いします。

(佐々木係長)

政府の「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」の第 2 弾として、「国民健康保険及び後期高齢者医療において、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給する市区町村等に対し、支給額全額について国が特例的な財政支援を行う」ことが決定されたことを受け、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、感染症に感染した被保険者が休業しやすい環境を整えることを目的に、保険給付として傷病手当金の支給を特例的に行う「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための幕別町国民健康保険に係る保険給付の臨時特例に関する条例」を制定したところであります。

本条例については、国の財政支援の適用時期に合わせ、附則で失効日を規定しているため、国の財政支援の適用時期が延長された際、その都度、条例の改正を行っているところであります。

過日、委員の皆さまには文書で情報提供をさせていただきましたが、資料 1 のとおり去る 2 月 10 日付けで、厚生労働省から「令和 5 年 4 月 1 日から同年 5 月 7 日の間に感染した新型コロナウイルス感染症の療養のために労務に服することができない期間についても財政支援の対象とする。」と通知が出されましたことから、本町の条例の失効日を「令和 5 年 5 月 7 日」に改めたところであります。

本改正は、去る1月27日に国の新型コロナウイルス感染症対策本部が「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針」を決定したことから行うものであり、対応方針において、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の規定上、これまで5分類とは別枠の「新型インフルエンザ等感染症」に位置づけ、2類相当の措置がとられてきた「新型コロナウイルス感染症」を、本年5月8日から「季節性インフルエンザ」と同じ5類感染症に引き下げることが示されたことを受け、国の財政支援の適用期間が5月7日までと定められたものであります。

なお、令和4年度におきましては、16人の被保険者に対し、総額50万292円を支給したところであります。

以上で、「新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被保険者への傷病手当金について」の説明とさせていただきます。

(斉藤会長)

ただいま事務局から説明がありました。ご質問、ご意見等はございますか。

(質疑なし)

(斉藤会長)

令和2年度及び3年度に支給実績はありませんでしたが、令和4年度においては16人に対して約50万円の支給をしたということでありました。あくまでも国の財政支援措置の適用期限である5月7日までに新型コロナウイルス感染症に感染した方を対象とし、それ以降に感染した方は対象とはならないということでありました。

質疑がなければ、次の議案第1号に移りたいと思います。

#### (5) 議案第1号 幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)について

(斉藤会長)

次の議案第1号に移りたいと思います。

議案第1号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)について、事務局から説明をお願いします。

(佐々木係長)

議案第1号「幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)について」ご説明させていただきます。議案書は6頁になります。

今回の改正につきましては、大きく3点ございます。

1点目は、国民健康保険税の課税限度額の見直しについてであります。

資料2-1「幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)の概要について」をご覧ください。

国民健康保険税につきましては、被保険者の納付意欲に与える影響や制度及び事業の円滑な運営を確保する観点から、国が被保険者の保険税負担に一定の限度額を設けております。

国民健康保険税の課税限度額につきましては、平成25年8月に公表された社会保障制度改革国民会議報告書の中で「国民健康保険において、相当の高所得の者であっても保険料の賦課限度額しか負担しない仕組みとなっていることを改めるため、保険料の賦課限度

額を引き上げるべき」と記されており、毎年、国において課税限度額の見直しが行われております。このたび、地方税法施行令の一部を改正する政令が本年4月1日に施行されたことに伴いまして、幕別町国民健康保険税条例の改正を行おうとするものであります。

はじめに、改正内容についてであります。

「2 改正内容」の「① 国民健康保険税の課税限度額の引上げについて」をご覧ください。後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を「20万円」から「22万円」に引き上げるものであります。

次に、課税限度額の見直しに伴う影響額についてであります。

「3 影響額」の「① 後期高齢者支援金等課税額の課税限度額の引上げ」をご覧ください。

令和5年3月末現在の被保険者の状況を基に試算いたしました結果、改正前限度額を超過する275世帯のうち、252世帯が改正後限度額を超過することとなるため、増額分2万円×252世帯で504万円の増額、改正後限度額を超過しない世帯が23世帯で影響額は25万9,342円の増額、合わせて529万9,342円の増額となります。

なお、課税限度額を引き上げると、後期高齢者支援金等課税額が限度額に達する収入の目安といたしましては、夫婦子供1人の国保加入世帯では給与収入ベースで約1,100万円、夫婦子供2人の国保加入世帯では給与収入ベースで約1,080万円となります。

2点目は、国民健康保険税の軽減判定所得基準の見直しであります。

国民健康保険税は、被保険者の保険税負担能力に応じて賦課される応能分と、受益に応じて等しく被保険者に賦課される応益分から構成されております。

世帯の所得が一定額以下の場合には、応益分である均等割と平等割の7割、5割、2割を軽減しておりますが、この軽減を行うにあたっての世帯の判定所得は地方税法施行令で規定する金額と同額としております。

国は、医療費の増嵩が続く中で高所得者に応分の負担を求め、一方で、昨今の経済動向等を考慮し、軽減対象者の割合が縮小しないよう、中間所得者層に配慮した見直しを行ったところであり、本町においても、施行令の改正内容と同様の条例改正を行おうとするものであります。

はじめに、改正内容についてであります。

「2 改正内容」の「② 国民健康保険税の軽減判定所得について」をご覧ください。

条例第26条第1項は、国民健康保険税の減額、いわゆる7割軽減、5割軽減、2割軽減について規定しております。

第2号は、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得基準を規定しておりますが、被保険者に乗ずる金額「28万5,000円」を「29万円」に改め、第3号は、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得基準を規定しておりますが、被保険者に乗ずる金額「52万円」を「53万5,000円」に改めようとするものであります。

次に、国民健康保険税の軽減判定所得基準の見直しに伴う影響額についてであります。

「3 影響額」の「② 国民健康保険税の軽減判定所得について」をご覧ください。

こちらにも課税限度額の見直しに伴う影響額と同様に、令和5年3月末現在の被保険者の状況を基に試算いたしました結果を表に記載しております。

5割軽減の対象で均等割の軽減を受けている方は、改正前が825人、軽減額1,422万4,950円に対し、改正後が835人、軽減額1,440万600円であり、平等割の軽減を受けている世帯は、改正前で511世帯、軽減額943万800円に対し、改正後が518世帯、軽減額957万5,700円であります。



2割軽減の対象で均等割の軽減を受けている方は、改正前で664人、軽減額452万1,120円に対し、改正後が672人、軽減額457万4,780円であり、平等割の軽減を受けている世帯は、改正前で386世帯、軽減額283万2,720円に対し、改正後が390世帯、軽減額286万1千円であります。

すべての影響額を合わせると、表の影響額(B-A)の下の黒枠で囲っておりますとおり、40万2,490円が減額となる見込みであります。

なお、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額の引上げ分と合わせた影響額は、資料の最下段に記載のとおり、489万6,852円となります。

ただし、これらの試算につきましては、令和3年中の所得等によるものでありますので、令和5年度の保険税は、令和4年中の所得等を用いて計算することとなりますので、実際の影響額は変わることをご理解いただきますようお願いいたします。

3点目は、新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免措置の延長についてであります。

本町では、国の財政支援措置に基づき、新型コロナウイルス感染症に罹患し重篤な傷病を負った方や、国や北海道の要請により事業等の休止を余儀なくされ、収入の減少により国民健康保険税の支払いが困難となった方に対して、対象となる期間を特定して、遡及して保険税を減免することができるとする特例措置を講じてまいりました。

お配りをいたしました資料2-3のとおり、本年2月10日付けで、厚生労働省・総務省より、財政支援を延長する旨の通知があったことから、減免の対象とする国民健康保険税を令和4年度分とし、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に普通徴収の納期限が到来するもの、特別徴収の場合は、対象年金の支払日が到来するものとし、その申請期限を令和6年3月31日に改めようとするものであります。

議案書6頁と資料2-2「幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)新旧対照表」の2頁をご覧ください。

上から2行目、条例第2条第3項は、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を「20万円」から「22万円」に改めるものであります。

資料2-2の3頁になります。

前の頁から引き続く第26条第1項は、国民健康保険税の減額について規定しております。

第2号は、5割軽減対象世帯の軽減判定所得の算定時の被保険者数に乗ずる金額を「28万5,000円」から「29万円」に、第3号は、2割軽減対象世帯の軽減判定所得の算定時の被保険者に乗ずる金額を「52万円」から「53万5,000円」に改めるものであります。

9頁になりますが、附則第25項は、国の財政支援措置に合わせて、新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免の対象とする国民健康保険税を「令和4年度分の国民健康保険税であって、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に普通徴収の納期限が到来するもの、特別徴収に場合にあつては特定徴収対象年金給付の支払日が到来するもの」とし、その申請期限を令和6年3月31日に改めるものであります。

議案書6頁になります。

附則についてであります。

第1項は、施行期日を規定しております。

本条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する、とするものであります。

第2項は、適用区分について規定しております。

課税限度額の引上げに係る改正後の幕別町国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとするものであります。

以上で、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）についての説明とさせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

（斉藤会長）

ご意見、ご意見ご質問ございませんか。

（他の質疑なし）

（斉藤会長）

諮問のありました賦課限度額の見直しと軽減判定所得の見直しはいずれも地方税法施行令の改正に伴うものであり、これにならって町の条例を改正しようとするものであります。幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について、原案のとおり承認することよろしいでしょうか。

（異議なし）

（斉藤会長）

それでは、議案第1号については原案のとおり承認することといたします。

（事務局より答申案配布）

（斉藤会長）

ただ今、答申（案）をお手元に配布いたしました。このとおり明日、町長へ答申いたします。これですべての案件について審議は終了いたしました。その他、事務局から何かありますか。

（本間課長）

今回の開催日につきましては、今後、制度改正などの動きを見ながら、事務局より日程調整をさせていただきますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

（斉藤会長）

それでは、本日の協議会は終了とさせていただきます。どうもお疲れさまでした。